

## 短時間介護予防通所リハビリテーション 介護サービス費・利用料

要支援		費用(円)	算定単位	備考
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます	要支援1	2268	1月	短時間介護予防通所リハビリテーションを行った場合算定します
	要支援2	4228		

各種加算		費用(円)	算定単位	備考		
生活行為向上リハビリテーション実施加算		562	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る		
若年性認知症利用者受入加算		240	1月	若年性認知症の利用者(40歳以上65歳未満)に対して個別の担当者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合算定します		
同一建物減算	要支援1	-376	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に、短時間介護予防通所リハビリテーションを行う場合減算します		
	要支援2	-752	1月			
利用開始日の属する月から12月超減算	要支援1	-120	1月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は所定単位数から左記の単位数を減算します ※国の定める算定要件を満たさない場合		
	要支援2	-240	1月			
科学的介護推進体制加算		40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合算定します		
一体的サービス提供加算		480	1月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合算定します ※栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定不可		
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します		
	要支援2	176				
サービス提供体制強化加算(II)	要支援1	72				
	要支援2	144				
サービス提供体制強化加算(III)	要支援1	24				
	要支援2	48				
退院時共同指導加算		600			1回	厚生労働省が定める退院時共同指導プロセスを行い当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り算定します
利用者の数が利用定員を超える場合		-(所定単位)×70/100			1月	災害・虐待の受入れ等やむを得ない場合を除いて定員を超過している場合減算します
医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合		-(所定単位)×70/100			1月	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合減算します

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
介護職員等処遇改善加算	(I)	× 86 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します
	(II)	× 83 / 1000		
	(III)	× 66 / 1000		
	(IV)	× 53 / 1000		
	(V)1	× 76 / 1000		
	(V)2	× 73 / 1000		
	(V)3	× 73 / 1000		
	(V)4	× 70 / 1000		
	(V)5	× 63 / 1000		
	(V)6	× 60 / 1000		
	(V)7	× 58 / 1000		
	(V)8	× 56 / 1000		
	(V)9	× 55 / 1000		
	(V)10	× 48 / 1000		
	(V)11	× 43 / 1000		
(V)12	× 45 / 1000			
(V)13	× 38 / 1000			
(V)14	× 28 / 1000			

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1～3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円